

令和6年度

第3回理事会議事録

と き 令和7年2月5日（水）午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 20人（出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含む。）
事務局 12人

付 議 事 項

〔 報 告 事 項 〕

- 報告第1号 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第2号 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第3号 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告について

〔 議 決 事 項 〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会第5期中期経営計画について
議案第2号 大阪府国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第3号 大阪府国民健康保険団体連合会退職給付引当資産規則の一部を改正する規則について
議案第4号 大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産規則の一部を改正する規則について
議案第5号 大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産規則の一部を改正する規則について
議案第6号 大阪府国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産規則の一部を改正する規則について
議案第7号 大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則について
議案第8号 大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部を改正する規則について
議案第9号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会に付議する案件について

（ 議 決 事 項 ）

- 1 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画について
- 2 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会負担金及び手数料について
- 3 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計予算について
- 4 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計予算について
業務勘定
診療報酬支払勘定
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
抗体検査等費用に関する支払勘定
国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定

- 5 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 6 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について
- 7 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
 - 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 8 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 介護給付費等支払勘定
 - 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 9 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 障害介護給付費等支払勘定
 - 障害児給付費等支払勘定
- 10 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計予算について
- 11 令和7年度大阪府国民健康保険団体連合会一時借入金の借入れについて
- 12 大阪府国民健康保険団体連合会役員を選任について

議案第10号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時00分

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
それでは、令和6年度第3回理事会を開催させていただきます。
開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

理事長

本日は令和6年度第3回理事会にあたりまして、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和6年11月22日付けで、本会の理事長に就任いたしました。皆様のお力添えをいただきまして、適正な会務運営に努めてまいりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

さて、昨年12月に閣議決定されました令和7年度の予算案では、国保の1人あたりの医療費が高齢化や医療の高度化等で約43万6,000円と2.4%増加する一方、国保医療費の総額は1.2%減少すると推計されております。

少子高齢化に伴う人口減少や団塊の世代の後期高齢者への移行、被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少が大きく影響しているものです。

次に、国保総合システムの更改について、昨年1月に実施したクラウドリフト後のシステム最適化のため、国に財政支援を要望していたところ、このたび、令和6年度の補正予算で支払基金との審査領域の共同利用における開発と合わせ、32億円の財政措置がされることとなりました。今後も、保険者の新たな負担が生じないよう国に要望してまいります。

また、医療DXの推進事業のひとつである「予防接種業務のデジタル化」につきまして、国保連合会が請求支払業務等を担うこととされており、令和8年度の運用開始をめざし、国保中央会が中心となり、予防接種の記録管理と請求支払のシステム開発が進められているところです。

このような状況の中、本会では来年度を開始年度とする第5期中期経営計画の策定作業が大詰めを迎えており、その基本方針には「保険者等への事業運営の支援」と、「持続可能な組織基盤の確立と人材育成」の2点を掲げております。

引き続き、常に安価で正確かつ付加価値の高いサービスの提供に努め、保険者の信頼にたる組織をめざしてまいりますので、理事の皆様にはご支援・ご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

本日の主な議題についてですが、中期経営計画や規則改正のほか、次年度の事業計画・予算をはじめとした通常総会に付議する案件などについて、お諮りするものでございます。

本理事会の議事が円滑に行われますようご協力をお願い申しあげまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事定数21名中、出席理事及び出席指定書、並びに書面出席理事を含め20名です。定足数を満たしておりますことをご報

告いたします。

それでは、本会規約第31条第1項の規定に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

ただ今から、令和6年度第3回理事会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人に副理事長と、専務理事を指名いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

また、出席指定書により出席の皆様も議事に対するご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第1号から3号までの3案件は各種委員会の委員長報告であり、それぞれの委員長に報告を求めます。

国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

理事会議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号「国民健康保険事業運営に関する委員会の協議結果について」ご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料1「各種委員会委員長報告」、1ページをお願いいたします。

令和6年度の本委員会は、第2回まで開催いたしましたので、協議結果をご報告申し上げます。

1 「開催日時及び協議事項等について」は、記載のとおりです。

2 「協議等の概要について」

「副委員長の選任について」は、田尻町住民部住民課長が選任されました。

「第5期中期経営計画案について」は、第1回委員会にて、素案の説明があり、第2回委員会では、保険者からの意見等を踏まえた修正案の提案があり、これを了承しました。

「令和6年度税制改正への対応について」は、第1回委員会にて、厚生労働省への申請により連合会が行う事業が非収益事業として認められること、積立資産の積立上限額が撤廃されること等の説明があり、第2回委員会では、厚生労働省への申請が完了したこと、積立金保有額の範囲の変更点等について、報告がありました。

委員からは、積立上限額の撤廃による手数料及び連合会の財政計画への影響はあるのかとの質問があり、事務局からは、これまでどおり積立にあたっては手数料に影響しないように計画を立てていくとの回答がありました。

「令和7年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、事業方針案については、保険者等への事業運営の支援として審査支払業務の充実強化や医療費・介護給付費の適正化等に努めるとともに、持続可能な組織基盤の確立及び専門性の高い人材の育成に取り組むとの説明がありました。

「予算編成方針（案）」としては、会員負担金及び手数料については、一部の負担金等を除き、現行どおり据え置きとし、引き続き継続的な経費節減に努めていくとの説明がありました。事務局から提案されたいずれの方針案についても了承しました。

「令和7年度予算（案）の概要について」は、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。本委員会の委員長報告といたします。令和7年2月5日大阪府国民

健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長
以上でございます。

事務局

私からは報告第2号及び報告第3号について代読させていただきます。着座にて失礼します。

3ページでございます。「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告」令和6年度の介護保険事業運営に関する委員会の協議結果等をご報告申しあげます。

- 1 「開催日時及び協議事項等について」は記載のとおりでございます。
- 2 「協議等の概要について」

「副委員長の選任について」は、東大阪市福祉部高齢介護室高齢介護課長が選任されました。

「第5期中期経営計画（案）について」、第1回委員会にて、素案の説明があり、第2回委員会では、保険者からの意見等を踏まえた修正案の提案があり、これを了承しました。

「令和6年度税制改正への対応について」、第1回委員会にて、厚生労働省への申請により連合会が行う事業が非収益事業として認められること、積立資産の積立上限額が撤廃されること等の説明があり、第2回委員会では、厚生労働省への申請が完了したこと、積立金保有額の範囲の変更点等について報告がありました。

「令和7年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、事業方針案について、保険者等への事業運営の支援として審査支払業務の充実強化や医療費・介護給付費の適正化等に努めるとともに、持続可能な組織基盤の確立及び専門性の高い人材の育成に取り組むとの説明がありました。予算編成方針案としては、令和7年度手数料単価について、介護保険審査支払手数料単価を将来推計及び収支状況を踏まえ、現行の46円86銭から36円へ減額改定し、その他の手数料単価は据え置くとの説明がありました。

委員からは、審査支払手数料の減額改定に関連して、積立資産への影響と他の手数料の検討状況についての質問があり、事務局からは、税制改正により必要相当額を計画的に積み立てることが可能となったことから影響は特になく、他の手数料については、収支状況を見ながら今後検討していくとの回答がありました。また、予算規模が国保を上回っている状況を鑑み、介護給付適正化の取組を行う中で、人員体制など介護保険事業を充実させていただきたいとの意見がありました。事務局から提案されたいずれの方針案についても了承しました。

「令和7年度予算（案）の概要について」、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。令和7年2月5日大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長

続きまして、5ページをお願いします。「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告」令和6年度の障害者総合支援事業運営に関する委員会の協議結果等をご報告申しあげます。

- 1 「開催日時及び協議事項等について」は記載のとおりでございます。
- 2 「協議等の概要について」

「副委員長の選任について」、豊中市福祉部障害福祉課長が選任されました。

「第5期中期経営計画（案）について」、第1回委員会にて素案の説明があり、第2回

委員会では、保険者からの意見等を踏まえた修正案の提案があり、これを了承しました。

「令和6年度税制改正への対応について」、第1回委員会にて、厚生労働省への申請により連合会が行う事業が非収益事業として認められること、積立資産の積立上限額が撤廃されること等の説明があり、第2回委員会では、厚生労働省への申請が完了したこと、積立金保有額の範囲の変更点等について報告がありました。

「令和7年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、事業方針案について、保険者等への事業運営の支援として審査支払業務の充実強化や医療費・介護給付費の適正化等に努めるとともに、持続可能な組織基盤の確立及び専門性の高い人材の育成に取り組むとの説明がありました。

予算編成方針案としては、令和7年度の各種手数料については現行どおり据え置きとし、引き続き継続的な経費節減に努めていくとの説明がありました。事務局から提案されたいずれの方針案についても了承しました。

「令和7年度予算（案）の概要について」、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。令和7年2月5日大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長

以上で報告第1号から第3号までの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今報告がございましたが、この件についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので報告については以上とさせていただきます。次に議決事項に移ります。議案第1号について事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

私からは、「議案第1号 第5期中期経営計画（案）について」、ご説明とご提案をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料2「第5期中期経営計画（案）」の1ページをお開きください。「I はじめに」でございます。

本会では、保険者の共同体としての責務を迅速かつ確実に遂行するため、平成23年度から「中期経営計画」を策定し、計画に基づく事業運営を行ってまいりました。

今年度は第4期中期経営計画の最終年度にあたり、計画目標達成に向けて事業を進めているところですが、第4期中期経営計画の進捗等も踏まえ、引き続き保険者の共同体として責務を果たすため第5期中期経営計画を策定することといたしました。

今回、ご提案させていただく、第5期中期経営計画は、人口減少がもたらす社会保障制度全般の課題やDX化の推進により変化する保険者機能について、本会がなすべきことの予測を踏まえ、考察し、2点の基本方針を柱として作成しました。

一つ目は既存業務の充実強化はもとより、医療費等適正化計画に基づく事業やデータヘルス計画に基づく保健事業について、データ分析の必要性を見込みながら支援を進めることや、国が進めるDX化により、保険者が担うこととなる事業に対する支援に努めることを目指し、「(1) 保険者等への事業運営の支援」としました。

二つ目としては、データの活用が見込まれる各事業の基盤整備と、これを行う専門知識を有する人材の育成を図り、簡素・効率的な組織体制の整備・維持に努めることを目指し、

「(2) 持続可能な組織基盤の確立と人材育成」としました。

また、経営計画の期間につきましては、情勢の変化に対応するため、3か年で期間を設けています。

2ページをお願いします。「Ⅲ 経営計画の進捗管理」でございます。

各年度においてその進捗と実績を上半期と年度末でPDCA管理を行い、最終年度の令和9年度末には3年間の総括を行います。

その次にⅣとして、本会の基本理念を記載しておりますので、後ほどお目通しいたきますよう、よろしくをお願いいたします。

3ページをお願いします。3ページから5ページには「Ⅴ 保険者・国保連合会を取り巻く情勢」について記載しております。

ここに記載の諸情勢を背景に保険者の共同体としてなすべきことを具体的施策として「第5期中期経営計画」に反映させております。

6ページをお願いします。「Ⅵ 基本方針と具体的施策」です。一つ目の柱、「1. 保険者等への事業運営の支援」として「1-1 審査支払業務の充実強化」です。

本会の基幹業務である医療、療養費、介護・障害の3つの審査支払業務の充実強化に向けての取り組みについて記載しています。

一つ目の「医療審査の高度化・効率化による一層の充実強化」です。現在、進められている審査結果の統一については、審査結果のレポートング結果を検証し、基準の統一を進めています。また、支払基金との審査システムの共同利用の実現化に向けた準備を進め、円滑な導入と運用体制の検討を行い、システムの特性を生かした効率的かつ効果的な審査を目指してまいります。

このように、審査の質と効率向上に向けた取り組みを強化してまいります。

二つ目の「療養費審査の高度化・効率化による一層の充実強化」では、柔整療養費については、不自然な請求が見受けられる施術所の面接確認を強化するため、留意事項通知書の発出基準の見直しを行います。また、あはき療養費についても、重点点検の手法を検討し、構築してまいります。

7ページをお願いします。一つ目のひし形、「介護保険」です。介護保険の審査業務を効率化するため、システムチェックで対応可能な部分を活用しつつ、審査委員会業務の事務共助を拡大し、職員が対応可能な審査内容を検討します。

下の段落です。二つ目のひし形「障害者総合支援」については、一次審査で警告となった項目のうち報酬算定ルールに従っていない請求情報についてはエラー（返戻）に移行する対応を進めていき、事業所への周知や市町村へ情報連携を図ってまいります。

8ページをお願いします。中段の「1-2 医療費・介護給付費等の適正化」です。ここでは、保険者が行う医療費適正化事業に基づき、本会がなすべき支援について策定しました。「医療費及び介護・障害給付適正化に関する支援」として「保健事業関係」です。第4期大阪府医療費適正化計画等を踏まえ、保険者が実施する各種保健事業等への効果的なデータ提供等を行うなど、情勢に見合った新たな支援を行ってまいります。

9ページ「介護保険関係」です。本会は、介護給付適正化を支援するシステムを導入しましたが、利用が進まず、マンパワー不足も課題となっておりますが、主要事業の5事業が3事業に変更され、ケアプラン点検が重要視される中、専門職の育成と保険者への更なる支援強化に向けた体制整備を進めてまいります。

下の段落、「障害福祉関係」です。本会では、「地域生活支援事業に係るシステム」を令和5年度に開発し、市町村で行われている各種業務を本会へ委託していただくことが可能となっております。本会では市町村の業務軽減、審査精度の向上を目指してまいります。

10ページをお願いします。中段の「レセプト等点検業務の充実強化」については、再審査の審査結果を基に、目視点検内容を分析し、二次点検支援システムのチェック項目として展開することにより効果率の向上を目指します。

その次の「第三者行為求償事務の充実強化」としましては、医療機関への特記事項⑩の明示についての協力依頼や、被保険者への電話勧奨等、引き続き実施してまいります。

11ページをお願いします。「1-3 その他の支援」として、3点です。

保健事業支援評価委員会を通じて保険者への効果的な支援事業を推進し、KDBシステムの効果的な利用を促進し、保険者がシステムを有効に活用できるよう支援します。

12ページをお願いします。中段の「保険者事務共同電算処理等事業の安定運用」です。標準化に伴い市町村システムの標準準拠対応が進められており、国保総合システムのクラウド化により高額な保守費用が発生しているため、保険者給付システムの機能見直しが検討されています。効率的で効果的な電算処理を実現し、安定運用を目指し検討を進めてまいります。

13ページをお願いします。2本目の柱、「2. 持続可能な組織基盤の確立と人材育成」です。

「2-1 簡素・効率的な組織体制の確立」として、「事業規模に応じた適正な人員体制の構築」です。データヘルス改革や医療DX、介護DXなど、デジタル改革を中心とした様々な施策の実施に際し、医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、保険者からのニーズに応えられる適正な組織体制の構築に努めてまいります。

「2-2 安定財源の確保」として「各種業務に係る適正な財源確保と積立計画」では、事業規模に応じた適正な人員体制の構築を行い、事業を運営する上で必要な安定財源を確保し、持続可能な組織基盤の確立を目指してまいります。

14ページをお願いします。「2-3 人材育成の推進」「デジタル化に対応する人材の育成」です。国保総合システムを始めとした各種システムの安定運用に努めるため、将来のクラウドネイティブ化に向け、システム基盤について専門性の高い人材を育成してまいります。

下の段、「専門性の高い人材の育成」では、担当業務に特化した幅広い知識と経験を有する職員を育成するため、各部署で人材育成プランを策定、実践してまいります。

計画案、内容については以上となります。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問を打ち切ります。

ただ今の議案第1号につきましては、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので本案件は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号から議案第8号までの7案件は、各種規則の一部改正についてであり、これらを一括議題とし、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。「議案第2号 大阪府国保連合会事務局組織規則

の一部を改正する規則について」、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業並びに風しん抗体検査及び予防接種に係る一部の業務の取扱終了等のため、改正するものでございます。

11ページをお願いいたします。改正前の第3条 部・室及び課の事務分掌、第3項第1号のヌ「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る請求及び支払等に関すること。」を削除いたします。

12ページをお願いいたします。改正前の同条第7項第2号のロ「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る点検及び計算事務に関すること。」、同項第3号のハ「風しん抗体検査及び定期の予防接種に係る点検及び計算事務に関すること。」を削除しております。

また併せて、条文中の字句修正を行っております。

附則といたしまして、この規則は令和7年4月1日から施行するものとなります。

15ページをお願いいたします。議案第3号から議案第6号までは、令和6年度税制改正により、本会が保有する積立資産の積立上限額が撤廃されたこと等に伴い、改正を行うものです。同税制改正により、国保連合会が保険者等から委託を受けて行う一定の要件を満たす請負業は、厚労省に5年に1度の申請を行い、厚労大臣の証明を受けることにより、収益事業から除外され、法人税納付の対象外となります。

また、積立資産については、減価償却引当資産を除く積立資産において、これまでの積立上限額が撤廃されましたが、積立計画書を厚労省に提出する必要があります。

このことから、本会が行う請負業が収益事業から除外される要件を満たしていることについて、厚労大臣の証明を受けるため、昨年12月27日に、証明申請書、事業調査書、積立計画書等をもって、厚労省へ申請を行っております。

それでは、議案第3号をご覧ください。「大阪府国保連合会退職給付引当資産規則の一部を改正する規則について」、引当資産の額が退職給付引当金を上限として保有できるようになったため、改正するものでございます。

17ページをお願いいたします。「第4条 引当資産」では、引当資産として保有できる額の上限を「翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する額」から「退職給付引当金」に改めます。

「第5条 繰入金」の第1項では、毎会計年度予算の一般会計等からの繰入金の額について、「当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職手当金要支給額の5分の1に相当する額を超えないもの」から「退職給付引当金を超えないもの」に改め、第2項の想定外の退職者が生じたときの取扱いについて削除しております。

附則としまして、この規則は、令和7年2月6日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

19ページをお願いいたします。「議案第4号 大阪府国保連合会財政調整基金積立資産規則の一部を改正する規則について」、積立資産の上限額が撤廃されたことにより、積立資産の額を事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合に必要な見込額の範囲とするため、改正するものでございます。

21ページをお願いいたします。「第4条 積立資産の額」では、「手数料等収入の9か月分の実績額から、年間の収入見込額を算出した額の10%相当額を上限」を「事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合に必要な見込額の範囲」に改めます。

「第5条 積立資産の予算及び決算」は、第4条の改正に伴い削除いたします。

附則としまして、この規則は令和7年2月6日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

23ページをお願いいたします。「議案第5号 大阪府国保連合会電算処理システム導入

作業経費積立資産規則の一部を改正する規則について」、積立資産の上限額が撤廃されたことにより、積立資産の額を次回のシステム更改に要する見込額の範囲とするため、改正するものでございます。

25ページをお願いいたします。「第5条 積立資産の額」の第1項では、「現行のシステム更改に要した経費相当額を上限」を「現行のシステム更改に要した経費をもとに推計した次回のシステム更改に要する見込額の範囲」に改め、第2項、積み立てる額については、「現行の各システムの導入年度から次回のシステム更改年度の前年度までの年数で除した額とする。」を「次回のシステム更改に要する見込額及びシステム更改予定年度を推計し決定する。」に改めます。

第3項の積立金不足の取扱いについても、「上限まで」を「次回のシステム更改に要する見込額まで」としております。

附則としまして、この規則は、令和7年2月6日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

27ページをお願いいたします。「議案第6号 大阪府国保連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産規則の一部を改正する規則について」、積立資産の上限額が撤廃されたことにより、積立資産の額をICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に必要な経費の見込額の範囲とするため改正するものでございます。

29ページをお願いいたします。「第4条 積立資産の額」では、「手数料等収入の9か月分の実績額から、年間の収入見込額を算出した額の30%相当額を上限」を「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に必要な経費の見込額の範囲」とし、積立方式についても変更しております。

また、同条第2項 必要な経費の見込額の範囲までの積立不足額についての取扱いについて新設しております。「第5条 積立資産の予算及び決算」は、第4条の改正に伴い削除いたします。

30ページをお願いいたします。「第8条 積立資産の処分」の第2項は、積立資産の積立上限額が撤廃されことに伴い、単年度精算方式は不要とされたことから、削除しております。

附則としまして、この規則は、令和7年2月6日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

31ページをお願いいたします。「議案第7号 大阪府国保連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則について」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正に伴い創設された「流行初期医療確保措置」における審査支払業務を受託するため及び新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の取扱終了に伴う文言整理のため、改正するものでございます。

33ページをお願いいたします。「第23条 特別会計」では、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の支払業務を削除し、新たに、流行初期医療の確保に要する費用の支払業務を追加しております。

附則としまして、この規則は、令和7年2月6日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

35ページをお願いいたします。「議案第8号 大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部を改正する規則について」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正に伴い創設された「流行初期医療確保措置」における審査支払業務を受託するため改正するものでございます。

37ページをお願いいたします。第1条及び第3条に、新たに流行初期医療の確保に要す

る費用の支払業務を追加しております。

また併せて、38ページにかけて条文中の文字修正を行っております。

附則としまして、この規則は、令和7年2月6日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上となります、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので質問を打ち切ります。

それでは一括採決とさせていただきます。

ただ今の議案第2号から第8号までの7案件につきまして、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本7案件は原案のとおり決定いたします。

次に議案第9号に移ります。先に議決事項1から11までについて事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

私からは議決事項1の事業計画についてご提案させていただきます。着座にて失礼いたします。

「議案第9号 別冊の通常総会に付議する案件」1ページをお願いします。

「議決事項1 令和7年度大阪府国保連合会事業計画」を次のとおり定めるものでございます。

3ページをお願いします。「基本方針」になります。まず医療費の動向といたしまして、厚生労働省が発表した令和5年度の概算医療費によりますと、高齢化の進展や医療の高度化により、前年度比2.9%増の47兆3,000億円と過去最高を更新しました。その内、国保は2%減の10兆5,000億円となる一方、後期高齢者医療は4.5%増の18兆8,000億円、また介護費は2.9%増の11兆5,000億円となり、今後も医療費及び介護費の増大は続く見込まれます。

国の動きとして、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けて、「全国医療情報プラットフォーム」の構築を推進しています。このうち「予防接種業務のデジタル化」については国保連合会が請求支払業務を担うこととされており、令和8年度の運用を目指して、中央会が中心となってシステムの開発を進めているところです。

もう一点DX関係でいえば、審査支払機能に関する改革工程表に沿って現在、国保、基金で作業を進めていますが、レセプトデータ管理や画面審査などの審査領域について令和10年度から共同利用することを目指し、令和7年度からシステム開発を進める予定となっております。

このような中、本会としましては、基幹業務であります医療、療養費、介護・障害の3つの審査支払業務の充実強化に向けて取り組んでいきますが、その中でも診療報酬の審査支払業務では、国保で全国統一された審査結果の基準を採用し、被保険者が全国どこで医

療を受けても同一の診療を受けることになるように差異の解消に努めるとともに基金との差異についても解消に努めます。

前述の審査システムの共同利用を見据え、情報収集に努め審査手法の検討を進めます。

保健事業では、支援評価委員会での助言や、KDBシステムを活用したデータ提供などを通じ、保険者の課題及び実態に即した支援に取り組みます。

保険者事務共同電算処理等事業や求償事務をはじめとした各種共同処理事業につきましては引き続き諸情勢を注視し、保険者と情報共有や連携の強化をはかり効率的・効果的な実施に努めてまいります。

介護保険、障害者総合支援それぞれの事業では、審査支払業務の充実を図るとともに、介護給付適正化業務や地域生活支援事業の支援に努めてまいります。

令和7年度は、第5期中期経営計画のスタートの年となります。

先ほど提案しましたが、第4期中期経営計画の執行状況を踏まえ、「保険者等への事業運営の支援」、「持続可能な組織基盤の確立と人材育成」の2本柱で保険者の信頼に足る組織を目指してまいります。

4ページをお願いします。具体的施策になります。この項目につきましても第5期中期経営計画に沿って具体化しております。先ほどの中期計画と同様となっておりますので、後程ご確認ください。

7ページをお願いします。ここからは「事業計画」になります。第5期中期経営計画に沿って取り組んでまいります。内容については令和6年度と大きくは変わっておりませんが、今まで保険者からのご意見、要望も取り入れながら、内容等精査を行いより良いものを提供できるよう進めてまいります。後程、お読み取りいただきたいと思っております。私からは以上となります。提案者を交代いたします。

事務局

15ページをお願いします。「議決事項2 令和7年度負担金及び手数料について」ご提案するものでございます。

この議決事項2から議決事項11につきまして、変更点及び増減理由などを要約したものととして、お手元の資料3「予算等の概要」にてご説明をさせていただきます。着座にて、失礼いたします。

資料3「予算等の概要」の2ページをお開きください。令和7年度負担金及び手数料等でございます。

国保と後期並びに特定健診・特定保健指導等事業の「第1編成方針」については、会務運営及び事業運営にかかる会員負担金、各種手数料について、各会計の収支状況により一部の負担金を除きますが、改定することなく賄えることから現行どおり据え置くこととします。

特に、物価高騰による経費の増加については、歳入財源を意識しながら、本会保有の積み立て資産の繰り入れで対応することとし、引き続き継続的な歳出削減に努めるとともに、創意工夫し、保険者ニーズを踏まえた費用対効果の高いサービスを提供するための効果的・効率的な事業運営及び会務運営に取り組んでまいります。

次の「第2負担金及び手数料単価」につきまして、変更箇所のみご説明させていただきます。

中段の「(2)保健事業等にかかる会員負担金」です。①KDB分につきましては、クラウド利用料として中央会へ支払うものとなっております、現行、被保険者1人につき年額13円69銭としていますが、対象が令和7年4月末日の被保険者数となりますので、14円を限

度とさせていただきます。

「③KDBシステムランニング経費」については、システムのクラウド化に伴い、データセンター委託料が削減されたことにより、現行の2,307万6,979円から1,878万6,613円、約430万円の減額になります。

「⑤大阪府KDBシステム負担金」については、大阪府にご負担頂いているものですが、国保と同様の理由により減額となります。

下段の「2 手数料」、「(1) 国民健康保険手数料」をお願いします。一番下の「③国保情報集約システム手数料」については、システムのクラウド化に伴い、データセンター委託料が削減されたことにより、被保険者1人につき現行の年額40円限度から35円限度とし、5円程度の減額でございます。

3ページをお願いします。「④第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業手数料」の上から3行目、第三者直接求償基本手数料については、昨年10月の郵便料金の改定に伴い1件につき、現行の3,055円から3,300円、245円の増額でございます。

次に「(2) 後期高齢者医療手数料」の「③第三者直接求償基本手数料」、「④保健事業等保険者支援手数料」のKDB分については先ほどの国保と同様の理由により改定となります。「⑤後期高齢者歯科健康診査業務手数料」の月額委託契約料については、導入時のパソコン端末の費用が5年で回収できたことにより、現行の96万6,843円から90万186円に減額となりますが、その下の手数料 第2版処理分については、パンチ業務の委託料の値上げにより、1件につき、現行133円98銭から140円75銭、6円77銭の増額となります。

4ページ、5ページをお願いします。左のページ、「保険者事務共同電算処理等事業手数料」、5ページの「後期高齢の事務代行業務等手数料」、いずれも現行どおり変更はございません。

6ページをお願いします。介護保険事業でございます。「第1 編成方針」です。介護給付費に係る取扱件数が増加傾向にあり、将来推計及び収支状況を踏まえ、令和7年度の手数料単価は減額改定とさせていただきます。

また、物価高騰による経費の増加については、歳入財源を意識しながら本会保有の積み立て資産の繰り入れで対応することとし、引き続き継続的な歳出削減に努めるとともに、創意工夫し、費用対効果の高いサービスを提供するための効果的・効率的な事業運営及び会務運営に取り組んでまいります。

「第2 手数料単価」でございます。「(1) 審査支払手数料」については、「①介護給付費審査支払手数料」、「②介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料」、共に現行の46円86銭から36円に減額改定といたします。「(2) 保険者事務共同処理業務手数料」については現行どおり変更はございません。

8ページをお願いします。障害者総合支援事業でございます。「第1 編成方針」です。令和7年度予算の収支状況により、現行の手数料単価で賄えることから据え置きといたします。介護保険と同様、物価高騰による経費の増加については、本会保有の積立資産の繰り入れで対応し、引き続き効果的・効率的な事業運営及び会務運営に取り組んでまいります。「第2 手数料単価」の「(1) 給付費等審査支払手数料」、「(2) 市町村等事務共同処理業務手数料」につきましても、現行どおり変更はございません。

9ページをお願いします。「令和7年度一時借入金」でございます。本会の各会計に資金不足が生じた場合、銀行から借り入れることができる限度額について、規則に基づき、総会で承認を得ることとなっており、記載の会計ごとに借入額をお示しするものでございます。ご確認をお願いいたします。

11ページをお願いします。「令和7年度予算の概要」でございます。12ページをお開き

ください。予算の概要ですが、歳入、歳出それぞれ、左から予算科目、令和7年度予算、令和6年度予算、増減額と増減率、右端には理由番号、その番号と連動した主な増減理由を各会計の下に記載しております。

「一般会計」でございます。令和7年度の予算額としまして、合計欄ですが、12億2,457万円。増減額として、1,090万円の増を見込んでおります。主な理由としましては、歳入です。「第1款 負担金」では、被保険者数の減少に伴い、1,178万円の減を見込んでおりますが、「第5款第2項 積立金繰入金」にて、連合会独自サーバの機器更改費用等、各種更改費用に充てるため3,313万円の増を見込むものでございます。

13ページをお願いします。歳出です。「第2款 総務費」において、人件費、及び連合会独自サーバの更改費用等、各種システム更改等に係る経費の予算計上により、1,445万円の増を見込むものでございます。

14ページをお願いします。債務負担行為です。外部監査委託につきまして、令和8年度にまたがることから、債務負担行為を設定しまして、限度額379万5,000円を計上するものでございます。この後、このような形で債務負担行為の記載をしている特別会計があり、令和8年度にまたがる事業ということで、それぞれ設定しております。

15ページをお願いいたします。「退職金特別会計」でございます。令和7年度の予算額としまして、合計欄ですが、3億3,785万円。1億円の減となっております。歳入、歳出とも定年延長に伴う退職者の減少によるものでございます。

18ページをお願いします。「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」です。令和7年度の予算額としまして、合計欄ですが、58億5,117万円。増減額として、4億8,168万円の減を見込んでおります。主な増減理由としましては、歳入です。「第1款第1項 審査支払手数料」は、被保険者数の減少に伴う取扱件数の減により3,071万円の減を見込んでおります。「第4款第2項 積立金繰入金」については、先ほど、規則改正についてご提案させていただいた際、令和6年度税制改正に伴う対応について触れさせていただいた内容となります。主にICT積立資産については、単年度精算方式からの運用変更等により8,225万円の減を見込むものでございます。この取り扱いについては、この後の各会計においても影響しておりますのでよろしくをお願いいたします。

19ページをお願いします。歳出です。「第1款第1項 審査支払管理費」については、人件費及び連合会独自サーバ更改費用等に係る経費を予算計上しているため、2,945万円の増、「第2項 共同処理事業費」においても保険者端末更改費用等ネットワーク機器更改費用等の予算計上により、5億6,468万円の増を見込んでおりますが、歳入と同様、「第4款 積立金」にて、税制改正に伴う運用変更等により、6億2,204万円の減を見込むものでございます。

20ページをお願いします。「国保診療報酬支払資金貸付金勘定」でございます。保険者におきまして、診療報酬の支払資金不足が生じたときに貸付を行うための会計で、借入金と償還金を併せて、480億4,126万円を計上しております。

22ページをお願いします。「後期高齢者医療関係業務特別会計（業務勘定）」でございます。令和7年度の予算額としまして、合計欄ですが、50億646万円。増減額として、1億1,615万円の減を見込んでおります。主な増減理由としましては、歳入です。「第1款第1項 審査支払手数料」です。被保険者数の増加に伴う取り扱い件数の増を見込み、1億5,592万円の増を見込んでおりますが、「第4款第2項 積立金繰入金」は、国保同様、税制改正に伴う積立金の運用変更により3億1,873万円の減を見込むものでございます。

23ページをお願いします。歳出です。「第1款第1項 審査支払管理費」です。人件費及び後期請求支払システム更改費用等の予算計上により、4億995万円の増を見込んでおりま

すが、「第4款 積立金」については、税制改正に伴う運用方法の変更等により、5億4,718万円の減、「第6款第1項 諸支出金」については、国保中央会への後期高齢者医療審査支払システム開発負担金が減となることから、3,816万円の減を見込むものでございます。

24ページをお願いします。高額介護合算療養費支給申請書等受付入力業務に係る労働者人材派遣における債務負担行為です。令和8年度の債務負担行為を設定し、限度額1,726万3,000円を計上するものでございます。

その下、「継続費」です。令和7年度の「後期請求支払システム更改」に伴う本会独自システムへの対応に、日数を要することから継続費として、総額3億6,432万円を計上するものです。

26ページをお願いします。「特定健康診査・特定保健指導等 事業特別会計（業務勘定）」でございます。令和7年度の予算額としまして3億5,376万円。増減額として3,423万円の減となります。主な理由としましては、歳入です。「第4款 繰入金」です。国保、後期と同様に税制改正に伴う運用変更により、3,107万円の減を見込むものでございます。

27ページをお願いします。歳出です。「第2款 積立金」は、歳入と同様の理由により4,793万円の減、「第4款第1項 諸支出金」は、「特定健診等データ管理システム開発負担金」が減額となることから、3,394万円の減を見込むものでございます。

28ページをお願いします。特定健診 受診券作成等業務における債務負担行為でございます。令和8年度の債務負担行為を設定し、限度額1,100万円を計上しております。

私からは、以上となります。引き続き、提案者を代わり説明させていただきます。

事務局

私の方からは、国保・後期関連会計の支払勘定の予算の概要についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

今お開きいただいている資料3の30ページをお願いいたします。ここからが支払勘定となっております。支払勘定については、保険者から収入しております診療報酬等を歳入として、これをもとにした医療機関等への支払を歳出としております。いわゆる通り抜け会計でございます。令和6年度と7年度の予算を比べての増減額等について、主な項目を抜粋してご説明させていただきます。

まず、30ページは「診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で7,220億3,340万円を計上しており、前年度比181億5,637万円の減額を見込んでおります。被保険者数が減少することに伴う取扱件数の減によるものでございます。

31ページをお願いいたします。「診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で331億4,972万円を計上しており、前年度比13億4,930万円の減額を見込んでおります。新型コロナウイルス感染症に係る公費について、月遅れ分の請求件数の減及び一部、公費負担の取り扱いが終了することに伴う減によるものでございます。

32ページをお願いいたします。「診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で50万円を計上しており、前年度比5億1,700万円の減額を見込んでおります。風しん対策業務に係る契約期間が令和7年2月接種分で終了することに伴う減によるものでございます。

33ページをお願いいたします。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医

療診療報酬支払勘定)」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で1兆5,167億4,072万円を計上しており、前年度比175億9,813万円の増額を見込んでおります。被保険者数が増加することに伴う取扱件数の増によるものでございます。

34ページをお願いいたします。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で141億4,385万円を計上しており、前年度比34億2,706万円の減額を見込んでおります。新型コロナウイルス感染症に係る公費について、月遅れ分の請求件数の減少及び一部、公費負担の取り扱いが終了することに伴う減によるものでございます。

35ページをお願いいたします。「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で33億2,484万円を計上しており、前年度比2億5,664万円の減額を見込んでおります。被保険者数の減少に伴う取扱件数の減によるものでございます。

36ページをお願いいたします。「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で29億3,792万円を計上しており、前年度比7,072万円の増額を見込んでおります。被保険者数の増加に伴う、取扱件数の増によるものでございます。

37ページをお願いいたします。「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計」でございます。

歳入、歳出ともに、合計で17億4,358万円を計上しており、前年度比3億996万円の減額を見込んでおります。1件あたりの損害賠償額が減少していることに伴うものでございます。

私からは以上となります。引き続き、説明者を代わらせていただきます。

事務局

私からは39ページ、介護・障害者総合支援事業関連についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

40ページをお願いします。介護保険事業の業務勘定歳入でございます。「第1款第1項 審査支払手数料」ですが、10億8,466万4,000円を計上しており、前年度から1億5,604万8,000円の減額を見込んでおります。これは、取扱件数の増加が続いていることから、手数料単価を現行の46円86銭から36円へ改定することによるものでございます。

41ページをお願いします。歳出でございます。「第1款第1項 審査支払管理費」は、人件費等の増額を含んでおりますが、令和6年度にシステム更改等の費用を計上していたことにより、1億8,963万6,000円の減額を見込み、5億930万9,000円を計上しております。以上、歳入と歳出ともに、合計、4億5,747万4,000円の減額で、48億4,771万5,000円の予算計上となっております。

42ページをお願いします。介護給付費等の支払勘定でございます。こちらは保険者からの介護給付費等を事業所へ支払う通り抜けの会計でございます。歳入歳出ともに、合計1兆241億5,475万1,000円を計上しており、338億8,056万1,000円の増額を見込んでおります。これは、サービス事業所等の取扱件数の増加によるものでございます。

43ページをお願いします。公費負担医療等に関する支払勘定でございます。こちらと同じく、通り抜けの会計となっております。歳入歳出ともに、合計177億3,271万6,000円を計上しており、2億8,553万9,000円の増額を見込んでおります。サービス事業所等の取扱件

数の増加によるものでございます。

44ページをお願いします。障害者総合支援法の業務勘定歳入でございませぬ。「第1款第1項 審査支払手数料」ですが、4億1,534万1,000円を計上してございませぬ。前年度から4,427万6,000円の増額を見込んでございませぬ、受給者数の増加に伴う、取扱件数の増加によるものでございませぬ。

45ページをお願いします。歳出でございませぬ。「第1款第1項 審査支払管理費」は、人件費等の増額を含んでございませぬが、令和6年度にシステム更改等の費用を計上してございませぬことにより、2,265万円の減額を見込み、2億1,675万3,000円を計上してございませぬ。以上、歳入と歳出ともに合計、1億2,826万2,000円の減額で、6億7,573万9,000円の予算計上となっております。46ページをお願いします。障害介護給付費等の支払勘定でございませぬ。こちらは市町村等からの障害介護給付費等を事業所へ支払う通り抜きの会計でございませぬ。歳入歳出ともに、合計4,279億531万1,000円を計上してございませぬ、629億1,461万8,000円の増額を見込んでございませぬ。受給者の増加に伴う取扱件数の増加によるものでございませぬ。

47ページをお願いします。障害児給付費等の支払勘定でございませぬ。こちらと同じく通り抜きの会計となっております。歳入歳出ともに、合計1,002億2,214万2,000円を計上してございませぬ。長時間に渡りましたが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長

議決事項1から11の提案理由についてご質問、ご意見等ございませぬか。

ないようですので、引き続き議決事項12について事務局に説明を求めませぬ。

事務局

私の方から議案第12号の議決事項についてご提案させていただきます。着座にて失礼いたします。議案書、別冊の259ページをお願ひいたします。議決事項「大阪府国民健康保険団体連合会役員を選任について」次のとおり求めるものでございませぬ。

能勢町の前町長が本会理事を辞任されたことに伴い、現在、理事1名が欠員となっております。このことから、本会規約第19条第1項の「役員は、会員たる国民健康保険の保険者を代表する者のうちから総会で選任する」の規定に基づき、総会において、理事1名の選任を求めるものでございませぬ。

新たに選任される役員任期は、本会規約第24条第1項の「補欠役員任期は、前任者の残任期間とする」の規定に基づき、令和7年2月19日から令和7年7月31日までとなります。その他、規約の抜粋は260ページに記載してございませぬので、ご参照ください。

また、現在、同理由により副理事長2名のうち1名が不在となっております。

19日に予定してございませぬ通常総会で理事を選任いただきましたら、閉会後の同日に第4回理事会を開催いたしまして、副理事長1名を互選いただく予定としてございませぬことについて、申し添えさせていただきます。

議 長

議決事項12の提案理由の説明についてご質問、ご意見等ございませぬか。

ないようですので質問等を打ち切ります。

それでは、ただ今の議案第9号につきまして第2回通常総会に付議することとしてご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は原案のとおり、第2回通常総会に付議いたします。

次に、議案第10号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

着座にて失礼いたします。

第3回理事会議案 41ページ、最終ページをお開きください。

「議案第10号 令和6年度大阪府国保連合会 第2回通常総会の招集について」次のとおり、お諮りをするものでございます。

「とき」は、令和7年2月19日（水）午後2時からとなります。

「ところ」は、本会3階会議室となります。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。

ただ今の議案第10号につきましては、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は原案のとおり決定いたします。

以上で本理事会における提出議案の審議はすべて終了いたしました。

本日は、ご審議をいただき誠にありがとうございました。

これをもちまして本理事会を閉会いたします。

閉会時刻 午後3時10分